



総務省

国家戦略特区WGヒアリング 御説明資料

総務省

総合通信基盤局 電波政策課

特定実験試験局制度の見直しについて

- 特定実験試験局制度は、電波を用いた実験等を実施するために必要となる無線局(実験試験局)について、総務大臣が公示する周波数・地域・期間・空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準(※)を満たした場合は免許取得手続きを簡素化し、迅速な技術開発等のニーズに応える制度。
※登録検査等事業者による無線設備の事前点検の実施、特定実験試験局間の運用調整の実施等。
- 地方公共団体等からの、特定の地域内におけるWi-Fi周波数帯等を用いた実験的な無線システム利用の要望に対しても、本制度の見直しにより迅速な実験試験局の開設を可能とする。

特定実験試験局制度の特徴

<通常の免許手続きとの比較>



特定実験試験局においては、審査が簡素化される他、予備免許・落成検査の省略が可能。

<特定実験試験局のメリット>

- 申請から免許までの処理期間が1～2週間へと短縮(通常の免許の標準処理期間は最大6ヶ月)。
- 大学やメーカの研究機関等における迅速な技術開発・製品化を促進。

運用の見直し案

現在の運用

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 公示の頻度 | ● 定期的に要望等を集約して公示(現状は年一回) |
| 使用周波数範囲 | ● 他の無線局が存在しない周波数等、混信のおそれのない周波数帯を指定 |
| 使用可能地域 | ● 各地方総合通信局単位で指定 |

条件

見直し後の運用(案)

- | |
|---|
| ● 要望を随時受付、条件に合致するものから適宜公示 |
| ● 使用を希望する無線システムを踏まえ、Wi-Fi周波数帯等の他の無線局に広く使用されている周波数帯においても、要望に応じて指定 |
| ● 市町村単位や特定の地域のみ指定等、柔軟に指定 |
| ● 使用地域の地方公共団体等の同意の取得 |
| ● 当該地方自治体等の責任のもと他の無線局との混信等防止に向けた必要な措置(※)の実施
(※)必要な措置(想定)
<input type="checkbox"/> 実証実験等で用いられる地域であることの周知
<input type="checkbox"/> 無線局間の運用を調整する仕組みの構築
<input type="checkbox"/> 使用場所の限定
等 |

†国家戦略特区にあつては区域会議において具体的な措置の調整を想定